

# 道の駅「平泉」地域振興施設 指定管理者募集要項



令和8年7月

平 泉 町

## 目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う管理業務等	1
3	指定期間	2
4	管理運営に要する経費	2
5	申請対象者	2
6	スケジュール（予定）	3
7	指定管理者の公募手続き	3
8	申請書類	4
9	申請に際しての留意事項	4
10	選定方法	5
11	選定基準及び審査内容	5
12	その他	6
13	問合せ及び申請書類提出先	6

道の駅「平泉」地域振興施設（以下「施設」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和9年4月1日から、引き続き指定管理者制度を導入します。これは民間事業者の有するノウハウを有効に活用することにより、町民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。地方自治法第244条の2第3項及び平泉町地域振興施設設置条例（以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者を指定し管理運営を行います。

## 1 対象施設の概要

### (1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
道の駅「平泉」地域振興施設	岩手県西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽112番地2

### (2) 設置目的

地域農産物及び加工品等の直売を行う活動拠点を創出し、地場産業の育成及び活性化を図るとともに、まちの情報発信と交流を促進し地域の発展を推進するため設置します。

### (3) 施設の規模等

建物構造・床面積 敷地面積	木造平屋建て（入母屋造り）・約 1,567 m <sup>2</sup> （国分含） 約 9,976 m <sup>2</sup>
管理する主な施設内容	○町所管分 物産館、商品保管庫、自動販売機エリア、休憩コーナー、レストラン施設（厨房、食品庫等含む）、更衣室、休憩室、防災広場、バックヤード  ○国土交通省との共有分 トイレ施設、喫煙室、受水槽・ポンプ室、ごみ保管庫、電気室、機械室、室外機置き場、連絡通路、案内所、サーバー室、エントランス、軒下、散策路  ○その他 E V充電器施設 ※E V充電器施設については緊急時は設置業者と連携の上対応すること
国土交通省施設	駐車場、風除室、休憩施設、情報提供機器、防災倉庫、発電機室、防災広場

## 2 指定管理者が行う管理業務等

別紙、道の駅「平泉」地域振興施設に係る指定管理業務仕様書のとおり

### 3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定しています。

※ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

### 4 管理運営に要する経費

#### (1) 管理運営経費

指定管理者が施設の管理運営を行うために要する経費は、指定管理料のほか、施設の利用料金及び自主事業の収入等によって賄うものとします。

#### (2) 利用料金収入の取扱い

指定管理者は、本施設に係る利用料金を収入として、收受することができます。

### 5 申請対象者

#### (1) 申請者の資格

申請者の資格は次に掲げる事項とします。

① 団体であること（法人格の有無は問わない。）

② 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

③ 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。ただし、指定管理者の指定後に該当することが発覚した場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。

ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 地方自治法第244条の2第11項（指定管理者の取り消し）の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者

エ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触する者

オ 暴力団若しくは暴力団関係者が実質的に運営していると認められる団体、又はその関係者

カ 平泉町に納付すべき税について、滞納がある者

#### (2) 複数申請の禁止

① 単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。

② グループの構成団体は、2以上のグループの構成団体となることはできません。

#### (3) グループ申請の構成の変更

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めません。

## 6 スケジュール (予定)

募 集 の 開 始：令和8年7月1日 (水)  
募集要項等配布期間：令和8年7月1日 (水)～8月31日 (月)  
質問事項の受付期間：令和8年7月1日 (水)～8月24日 (月)  
質 問 の 回 答：随時  
応募書類受付期間：令和8年7月1日 (水)～8月31日 (月)  
審 査 選 定：令和8年9月下旬～10月下旬  
選定結果の公表、通知：令和8年11月上旬  
平泉町議会における議決：令和8年12月中旬  
指定管理者の指定(告示)：令和8年12月下旬  
基 本 協 定 の 締 結：令和9年1月下旬  
業 務 引 継 ぎ：令和9年1月下旬～3月31日 (水)  
指定管理業務の開始：令和9年4月1日 (木)

## 7 指定管理者の公募手続き

### (1) 募集要項の公表等

募集要項を令和8年7月1日 (水) から8月31日 (月) までの期間に平泉町ホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。

平泉町ホームページアドレス：<https://www.town.hiraizumi.iwate.jp>

### (2) 募集要項に関する質問の受付及び回答

募集要項に関する質問を下記のとおり受け付けます。なお、内容によっては時間をいただく場合があります。

受付期間：令和8年7月1日 (水)～8月21日 (金) 午後5時まで  
(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

受付方法：質問票(様式第7号)に記入のうえ、電子メールにより送信してください。

また、電子メールの未到着を防ぐため、事前の電話連絡をお願いします。

回答方法：電子メールにより個別に回答します。

メールアドレス：[kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp](mailto:kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp)

### (3) 申請の受付

申請書類を下記のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年7月1日 (水)～8月31日 (月) 午後5時まで

提出先：平泉町役場 まちづくり推進課

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに届くよう郵送してください。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

## 8 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、各書類とも 20 部（原本 1 部、コピー 19 部）提出してください。

### (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

グループ申請の場合、グループ構成員表（様式第 1 - 2 号）も提出してください。

### (2) 事業計画書（様式第 2 号）

### (3) 収支計画書（様式第 3 号）

### (4) 施設管理運営費提案書（様式第 4 号）

### (5) 誓約書（様式第 5 号）

### (6) 申請者に関する書類

#### ① 団体概要調書（様式第 6 号）

#### ② 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類

#### ③ 登記事項証明書又は登記簿謄本

#### ④ 印鑑登録証明書

#### ⑤ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

#### ⑥ 前事業年度の収支計算書又はこれらに相当する書類

#### ⑦ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

#### ⑧ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

#### ⑨ 事業報告書（※団体の事業報告書を作成している場合）

#### ⑩ 納税証明書（法人税、法人町民税、法人事業税、消費税、地方消費税）

#### ⑪ その他町長が必要と認める書類

## 9 申請に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下の事項に該当する場合は、失格又は無効になることがあります。

#### ① 申請者の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

#### ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

#### ③ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

#### ④ 虚偽の内容が記載されているもの

#### ⑤ 平泉町指定管理者制度運営委員会委員、本町職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触の事実が認められたとき

### (2) 重複申請の禁止

申請 1 団体（グループ）につき 1 申請とします。複数申請はできません。

### (3) 申請内容変更の禁止

申請された書類の内容を変更することはできません。

### (4) 申請書類の取扱い

申請書類は理由のいかんを問わずお返ししません。

### (5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式第9号）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(8) その他

申請書類は必要に応じて複写します。（ただし、その使用は、平泉町役場内及び平泉町指定管理者制度運営委員会の検討に限ります。）

10 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「平泉町指定管理者制度運営委員会設置要綱」に基づき設置された「平泉町指定管理者制度運営委員会」において書類審査及びプレゼンテーションにより選定を行います。

なお、審査は非公開ですが、プレゼンテーションは公開で行うとともに、選定後は申請の概況（経過、申請者名）、審査内容の概況を公表します。ただし、申請者及び申請者の利害関係人については、プレゼンテーションの傍聴はできません。

(1) 審査・プレゼンテーション

令和8年10月下旬に審査を行い、指定管理者を選定します。

プレゼンテーションは、1申請団体あたり、説明時間（パワーポイントを使っての説明も可）及び質疑応答で30分以内とします（予定）。なおグループ申請の場合は、すべての構成団体から説明者を出席させてください。

審査の結果は、令和8年11月上旬に通知します。

(2) 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後指定管理者として指定します。

11 選定基準及び審査内容

指定管理者の選定にあたっては、平泉町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年平泉町条例第2号）第3条第1項各号に掲げる基準により総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査内容及び配点は次の通りです。

選定基準	審査項目	審査内容	配点 (105点満点)
(1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向	管理運営への意欲、姿勢	受託への意欲、熱意はあるか	30
		設置目的と申請者が提案した運営方針が合致しているか	
		団体の経営モラルは適切か	

上が図られるものであること		施設の設備、機能を十分に活用した提案となっているか		
	平等な使用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業等の内容に偏りがいないか		
		利用者等からのクレーム対応は適切か		
(2) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	稼働率の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の利用率を高めるための内容の提案は適切か	35	
		地域、関係団体、NPO等の連携が図られているか		
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービスの向上につながる取組内容は適切か		
		施設等の維持管理の内容、効率性及び実現の可能性		施設管理、安全管理は適切か
				維持管理は効率的に行われているか
	環境に配慮した管理運営となっているか			
施設の管理運営に係る経費の内容	管理運営費の節減に取り組む提案となっているか			
(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	収支計画の内容、整合性及び実現の可能性	収支、支出の積算と管理計画の整合性は図られているか	30	
		収支計画の実現可能性はあるか		
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成・職員数は十分か		
		職員採用、確保の方策は適切か		
		職員の育成指導、研修体制は十分か		
安定的な運営が可能となる財政基盤	経営状況（財政基盤）は安定しているか			
(4) 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること	情報の管理	個人情報保護が図られているか	10	
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか		

## 12 その他

### 配布資料

- ・道の駅「平泉」地域振興施設指定管理者募集要項
- ・各申請様式
- ・道の駅「平泉」地域振興施設に係る指定管理業務仕様書
- ・道の駅「平泉」地域振興施設管理に関する基本協定書（案）

## 13 問合せ及び申請書類提出先

平泉町役場 まちづくり推進課

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2

電話：0191-46-5578（内線223）

FAX：0191-46-3080

メールアドレス : [kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp](mailto:kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp)